

能代市自主防災組織の手引き

目 次

- 1 災害の多発と地域防災力の必要性……………1
- 2 自主防災組織の意義と役割……………2
- 3 自主防災組織をつくるには……………3
- 4 自主防災組織の具体的な活動内容……………4
- 5 能代市自主防災組織補助金制度について……………9



平成26年4月



1 災害の多発と地域防災力の必要性

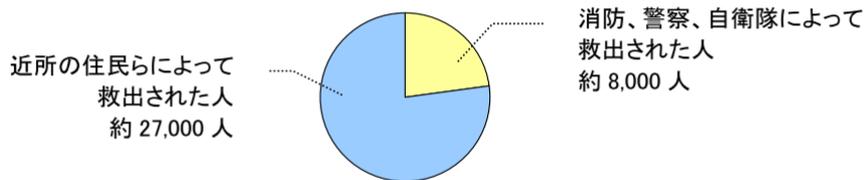
わが国は、その位置と地形、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、大雪等による自然災害が発生しやすい環境にあります。地震について見ると、世界全体に占める日本での発生割合は非常に高く、世界中でマグニチュード6以上の大規模な地震が10回発生した場合、そのうち2回は日本で起きているというくらい国土面積に対して地震が発生しやすい状況にあります。

能代市も昭和47年の大洪水や昭和58年の日本海中部地震のほか、近年の異常気象による豪雨災害や台風、豪雪被害など、繰り返し自然災害に襲われています。また、過去に二度の大火により市街地に大きな被害を受けたほか、平成23年の東日本大震災では地震による被害はごく軽微であったものの、停電や震災による全国的な流通機能のマヒにより市民生活に大きな影響を受けました。

災害はいつ起きるかわかりません。地震災害、風水害や雪害、大規模火災といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動に限界があることが指摘されています。

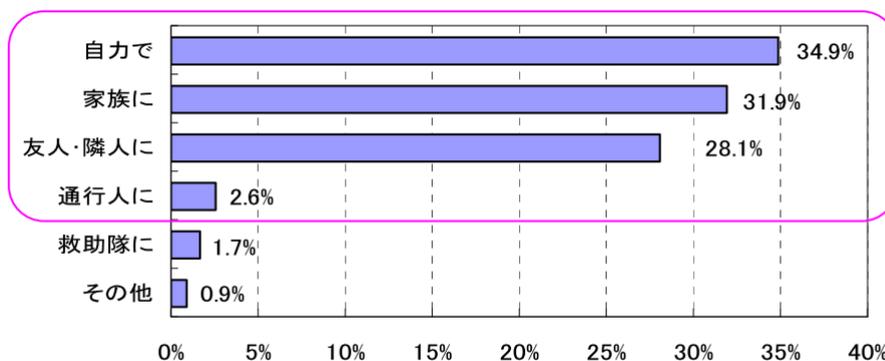
例えば平成7年の阪神・淡路大震災では、地震発生直後、各消防署に救急を求める通報や駆け込みが殺到しましたが、倒壊した建物で道路が寸断されて現場に急行できず、さらに、火災の現場では断水のため消火のための水を確保できませんでした。そのような中で地震により倒壊したがれきの下から救出された人のうち、約8割が家族や近所の方によって救出されたという報告があります。地域によっては95%以上が自力または家族や近所の方によって救出されたという調査結果もあります。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者数の対比



出典：河田恵昭：大規模地震災害による人的被害の予測，自然災害科学 Vol.16, N.1, pp.3-14, 1997

図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助



出典：(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(神戸市内、標本調査)

このように、大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられます。自分の身を自分の努力によって守る「自助」の取り組みとともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む「共助」の考え方が非常に重要になってきます。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組む組織を「**自主防災組織**」といいます。**地域で協力し合う活動である「共助」が、自主防災組織が担うべき地域防災力の中核です。**「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることが出来るのです。

2 自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という自覚、連帯感に基づき、住民の皆さんが自主的に結成する組織です。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2）として位置づけられています。

災害が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行います。災害時にはこの防災関係機関の活動は著しく困難になる事が予想されることから、地域住民自らが災害の初期段階で防災活動を行う事がたいへん重要になります。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者の方や障害者の方々、いわゆる「災害時避難行動要支援者」に対して誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の方々です。このように「自主防災組織」には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって防災活動を展開したり、地域の方々の避難支援や救出救護活動等を行ったりすることが期待されています。

「向う三軒両隣」の近所付き合いがあった昔の生活とは違い、現在の私達の生活は、住民相互のふれあいの機会が少なくなり、近所の連帯意識が希薄になっていると言われていきます。また、近年は自然災害ばかりでなく凶悪な犯罪等、地域の安心・安全な暮らしを脅かす不安は多様化してきており、地域社会にとっての重要なテーマとなっています。

こうした中で、地域の人々が手をつないで輪を広げ、集団生活を通じて心の通い合う生活環境を実現するための「コミュニティ活動」が期待されています。防災組織づくりもそのひとつで、自治会・町内会内で防災組織づくりを推進していくことが、災害に強いまちづくりにもつながりますし、防災活動を通して地域のつながりを再構築していくことにもつながるのです。

災害対策基本法（抜粋）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、**住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）**その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいいます。

隣保…となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同…役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められているのです。

3 自主防災組織をつくるには

自主防災組織は地域のつながりの上に成り立っています。組織をつくるには、自治会・町内会や、火災予防組合などの既存組織を基本として自主防災組織を設置し、地域の実情にあった防災活動を展開していく、という進め方がやりやすいでしょう。

自治会や町内会の組織をもとに自主防災組織を結成するときの流れを紹介します。

その1

自治会・町内会で防災について話し合う

- ・ 防災活動の必要性
- ・ 災害が起きたら被害が発生しそうなどころはあるか
- ・ 防災の備えは十分か
- ・ 災害が起きたらどこへ逃げるか
- ・ 避難の際に手助けが必要な世帯はあるか
どんな手助けが必要か など

その2

総会で自主防災組織設置を決定

- ・ 地域の皆さんの合意が原則
- ・ 一部の人だけでなくみんなが連携して活動するという意識を持つことが大切
- ・ 強制的なものではなく、自発的な参加
- ・ 無理せず、息の長い取り組みを

その3

組織の規約・リーダーを決める

- ・ 組織の目的や体制を明確にする（規約の例（12 ページ）を参考に。自治会規約に自主防災について記載する方法もあります）
- ・ リーダーを中心とした協力体制を作る
- ・ 組織内の役割分担を決める

その4

具体的な活動計画を決める

- ・ 年間の活動計画（防災訓練、地域の見回りなど）を決める
- ・ どのような資機材が必要か検討し。配備、備蓄を進める
- ・ 災害時にどのように行動すべきか、平常時にどんな備えをしておくか、を決めておく

その5 自主防災活動の実施

- ・ **市へ「自主防災組織設立届出書」を提出する**（様式 11 ページ）
- ・ 防災訓練や危険箇所の確認、避難行動要支援者の支援体制づくりなど、自主防災活動を実施する
- ・ **自主防災組織の活動費用や資機材購入費の助成制度がありますのでご活用ください**

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織化はしたものの、具体的な活動が・・・」といったことにならないように、地道に活動していくことが重要です。また、役割分担を明確にし、各班のリーダーを決めて、リーダーのもとに地域の方々がひとつにまとまるよう、協力していくことも大切です。

参加するみなさんが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を効果的に行いましょう。

地域の防災計画の作成

自主防災組織として、日常の備えと災害時の行動について、地域の実情に合った防災計画を定めておくことが重要です。防災計画には、日頃はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを、役割分担などを含め具体的に盛り込みます。

防災計画を作成すると、自分の地域で何を行えば良いのかがわかってきます。防災計画を定めるには防災上の知識や防災関係法令・能代市地域防災計画等との調整も必要となってくるので、防災危機管理室や消防署と相談しながら進めましょう。

自主防災組織の班編成と役割の例

	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整、行政・他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整、行政・他機関との連絡調整 被害・避難状況等の全体把握
訓練・情報班	防災知識の普及啓発、広報活動 防災訓練の実施、防災マップの作成 危険箇所の巡回・点検	状況把握、報告、住民への情報伝達
防災・消火班	器具点検、火災予防・防火広報 家庭・地域の安全点検	出火防止、初期消火活動 水防活動
救出・救護班	防災資機材の調達・整備 避難行動要支援者の把握	負傷者等の救出、救護活動 避難行動要支援者の支援
避難・誘導班	避難所・避難経路の確認 避難所対策（ごみ、トイレ等）の検討	避難所の開設・運営 住民の避難誘導、安否確認
給食・給水班	個人備蓄の促進、非常持出袋の配備 炊き出し器具の点検	救援物資の配分 炊き出し等の実施

設立届出について

自主防災組織を設立したら、「自主防災組織設立届出書」と自主防災組織の規約、役員名簿、組織図、区域図等を総務課防災危機管理室に提出してください（様式11ページ）。

組織の代表者や規約などに変更が生じた場合は、その都度、総務課防災危機管理室へご連絡ください。

自主防災アドバイザー派遣制度について

秋田県では、各地域に『自主防災アドバイザー』を派遣し、地域の防災活動が活性化するように支援しています。

主なアドバイス内容

- 自主防災組織の運営 ○避難誘導・救助・消火訓練 ○お年寄りなど要援護者への対応
- 災害図上訓練 ○日常的な防災活動 ○災害危険箇所の把握
- 防災マップの作成 ○防災知識の普及・啓発 など

申し込み方法

秋田県総合防災課（018-860-4564）へご相談ください。

4 自主防災組織の具体的な活動内容

自主防災組織の活動内容は組織により様々ですが、多くの役割が期待されています。平常時や災害時の自主防災組織の活動例について説明します。

○平常時の自主防災組織の活動

(1) 防災知識の普及・啓発活動

普段から地域ぐるみで防災に関する知識を共有し、防災意識を醸成しておくことが重要です。自治会の総会や祭典、子ども会の地域行事など様々な機会を捉え、防災講話やミニ避難訓練などの普及・啓発活動を行うと効果的です。

(2) 火気使用設備器具などの点検・家庭の安全点検

家庭にあるコンロやストーブ等は日ごろから点検を徹底することが重要です。また住宅用火災報知機の設置・点検や、大地震に備えてタンスなど家具の転倒防止対策なども必要になります。

(3) 危険箇所などの把握と防災マップの作成

地域内にどのような危険があるのかや、災害時に利用できる避難場所・消火栓などの位置を把握し、地域の「防災マップ」としてまとめておくことは、実際の災害時に大いに役立つほか、地域の防災意識向上にも効果があります。地域内を実際に歩きながらマップ作りを進めることは地域コミュニティの活性化や再構築にもつながります。



(4) 災害時の活動に備えての訓練の実施

市や学校などが行う防災訓練に参加するだけでなく、地域の実情に合わせた防災訓練を行うことで、災害時の役割分担の確認や災害時要支援者の把握に役立ちます。

訓練には、災害時の情報伝達訓練、避難訓練、消火訓練などのほか、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）などの図上訓練もあります。

防災訓練の企画立案や実施方法、各種の図上訓練などについてのご相談は、総務課防災危機管理室（電話0185-89-2115）へお問い合わせください。



防災訓練（給水炊き出し訓練）



HUG（避難所運営ゲーム）の様子

(5) 防災資機材等の備蓄

自主防災組織が災害時に活動するためには、様々な資機材が必要となります。地域の実情や組織の構成、活動計画などを踏まえて資機材の備蓄を検討します。また家庭でも非常持ち出し袋を用意したり、3日～1週間程度の非常食料を備蓄しておくことが重要です。

家庭の非常時持ち出し品の例

- ・飲料水…1人1日3リットルを目安に
- ・非常用食料…乾パン、缶詰、米、インスタント食品などを3日～1週間分
- ・着替えなど…肌着、タオル、軍手、雨具など
- ・道具類…携帯ラジオ、懐中電灯、調理具、マッチ、ロウソク、ひも、ビニール袋など
- ・救急薬品…三角巾、包帯、ガーゼ、消毒薬、軟こう、整腸剤など
- ・貴重品…現金、印鑑、預金通帳、証書類など

主な防災資機材の例

目的	防災資機材
①情報収集・伝達	メガホン、携帯ラジオ、住宅地図、無線機 など
②初期消火	バケツ、消火器、ホース、小型動力ポンプ など
③水防活動	土のう袋、スコップ、ロープ、カケヤ、杭、ブルーシート、救命ボート、救命胴衣、軍手、ゴム手袋 など
④救護活動	担架、救急箱、テント、毛布、簡易ベッド など
⑤避難所、避難支援	リヤカー、発電機、投光機、簡易トイレ、寝袋、ゴザ など
⑥給水・給食	なべ、コンロ、ガスボンベ、薪ストーブ、食器 など
⑦その他	避難訓練用資機材、倉庫、携帯電話用充電器、除雪機 など

(6) 地域の安全確保

地域の危険箇所については、日ごろから巡視して安全確認を行う、近寄れないように柵を設置する、看板を設置して住民へ注意喚起する、防災マップを配布して周知するなどの対策を取る必要があります。

また、冬期間には雪により避難路がふさがれたり緊急車両が通れなくなったりする恐れもありますので、地域ぐるみで除排雪活動を行うのも有効です。

(7) 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るため安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられます。

災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるようにするためには、一人ひとりについて、避難時に「誰が、誰を、どのように支援するか」を事前に決めておくことが有効です。これは普段の見守りネットワークづくりにもつながります。

各地の自主防災組織では、災害時に手助けが必要になる方々の名簿を作成し、避難が必要となった時に、誰が付き添って、どのようなルートでどこに避難するかの計画を定め、その計画が機能するか訓練を行う、といった取組が進められています。

名簿の作成や避難の支援など、避難行動要支援者については長寿いきがい課長寿社会係（電話0185-89-2156）へご相談ください。

○災害時の自主防災組織の活動

(1) 情報収集・伝達・広報活動

災害が発生する恐れがあるときや、発生した場合に的確な予防・応急体制をとるには、正確な情報を迅速に集めて伝達することが必要です。伝達経路として自主防災組織の果たす役割は非常に重要です。

災害時に重要となる情報としては、被害の状況（火災やがけ崩れの発生情報、建物や道路の被害情報）、電気・ガス・水道・電話などの復旧見通し、避難勧告・指示、救援活動の状況、生活必需品等の配給、住民の安否、などがあります。

(2) 出火防止・初期消火活動

過去の大地震の教訓として、地震による被害の中で一番恐ろしいのは、火災の同時多発です。最初の揺れが大きくて火の始末ができなくても、地震の揺れは1～2分間と言われていますから、揺れがおさまってからすばやく火の始末をすることが大事です。

仮に出火した場合は、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行わなければなりません。

(3) 避難・誘導

災害が起こった場合、又は発生する恐れがある場合には、市長は必要に応じて危険な地域の住民に対し、避難の勧告又は指示を行います。

しかし災害の状況によっては勧告又は指示が遅れたり、伝達が困難になったりすることも予想されるため、危険が迫ったときは自主防災組織として自主的に判断して避難することが必要になります。どのような時に避難しなければならないか、地域の危険性と照らし合わせながら、普段から考えておきましょう。避難誘導の責任者は、公共機関やラジオ放送の情報に注意し、安全な避難誘導を行いましょう。

避難誘導は、次のことに注意して行います。

- 1 避難情報は、地域内のすべての人に正確かつ迅速に伝達します。
- 2 避難誘導責任者の指示に従って、まとまって行動します。
- 3 地域内の避難行動要支援者を優先し、避難誘導します。

(4) 救出・救護活動

大規模災害が発生した場合、出動した救急車も思うように活動ができなくなる恐れがあります。このようなとき、自主防災組織が救出救護活動にあたる必要があります。

救出活動では、その状況に応じて出来るだけ周囲の協力を求めることも大事な役割です。

救護活動では、負傷者の状態に応じた手当が求められます。日頃から消防機関や、日本赤十字社などの講習会に参加し、熟練しておくことが大切です。

(5) 避難所の開設と運営

避難所は災害時に生命の安全を確保する避難施設であり、災害の規模や状況によっては一定期間生活する重要な施設です。市が指定した施設の安全が確認された後、避難者を収容し支援を行うことが重要です。

特に、避難生活を送る場合には、他地域から避難してきた人やボランティア、行政関係者など様々な人々が入り共同生活をしていくことになります。ごみやトイレなど、実情に合った避難生活のルールを決めることや、壁新聞などで情報の共有や伝達方法を確保する手段を考えます。お年寄りや子供、ハンディキャップを持っている「災害弱者」に対し、必要な支援について配慮することも重要です。

(6) 給食給水・物資配布

大災害が発生した場合は、食料品、飲料水、生活用品が不足することが考えられます。各家庭において、最低3日分は生活ができる飲食物を用意しておきましょう。自主防災組織としても食糧品や鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておき、必要に応じて炊き出しや救援物資の配布を行います。

食料品等の受入れ、配給方法や住民への周知方法をあらかじめ決めておき、災害弱者に配慮しつつ、整然と配付できるようにしておきましょう。

参考：避難情報の違いについて

広報車・防災行政無線・サイレン等を通じて市が出す避難情報には、状況によって違いがあります。

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の危険が迫っていると自ら判断した場合の避難となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて地域の公民館などに避難してください。 ●避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ●避難をするのに時間のかかる要援護者は、避難を始めなければならない状況です。 ●人的被害が発生する可能性が高まっている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、病人、障がい者の方は支援者ととともに避難所へ早めに避難を始めてください。 ●非常時持ち出しを用意するなどいつでも避難できるように準備してください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難ができる方についても、避難を始めなければならない状況です。 ●人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所へすみやかに避難を始めてください。 
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況、または実際に人的被害が発生した状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難中の方は確実に避難を完了してください。 ●いまだに避難していない方はただちに避難所へ避難を始めてください。 ●避難の時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をしてください。

5 能代市自主防災組織補助金制度について

市では自主防災組織の活動を支援するため、補助金制度を設けています。

(1) 補助金額

① 防災資機材購入費

下の表にある補助対象品目の購入に要した費用（上限10万円）を補助します。
ただし、自主防災組織1組織につき1回に限ります。

区 分	品 目
情報収集伝達用品	メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー、無線機等
消火活動用品	バケツ、消火器、ホース、小型動力ポンプ等
水防活動用品	土のう袋、スコップ、ロープ、カケヤ、杭、ブルーシート、救命ボート、救命胴衣、軍手、ゴム手袋等
救急救護用品	ヘルメット、担架、救急箱、テント、毛布、簡易ベッド等
避難支援用品	リヤカー、発電機、投光機、簡易トイレ、寝袋、ゴザ、携帯電話用充電器等
給水給食用品	鍋、コンロ、ガスボンベ、薪ストーブ、非常食品、食器、燃料等
その他の用品	市長が特に必要と認める用品

② 自主防災組織活動費

下の表にある自主防災組織の活動に必要な経費（上限3万円）を補助します。
ただし、年度ごとに1回限りとし、自主防災組織1組織につき3回（3年間）までとします。

区 分	内 容
地域の防災計画作成に必要な経費	地域の危険箇所の把握、防災マップの作成、避難計画の作成、地区防災計画の作成等に係る経費
啓発活動に必要な経費	防災に関する講演会・勉強会の開催、啓発広報紙の発行等に係る経費
防災訓練に必要な経費	防災訓練の企画及び実施に係る経費（消火器の詰替え費用、燃料費、炊き出し用食材費、炊飯用具、訓練資材購入費、訓練要項作成費等）
地域の安全確保に必要な経費	災害危険箇所の巡視及び注意喚起に係る経費、地域の除排雪に係る経費等
避難行動要支援者対策に必要な経費	避難行動要支援者の状況把握、支援体制づくり等に係る経費
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

(2) 補助金申請手続き

① 交付申請

自主防災組織の活動や資機材購入の前に、「補助金等交付申請書」(様式15ページ)に、自主防災組織の事業計画書、収支予算書を添付して申請してください。

その他の書類として、防災資機材購入費補助については資機材の見積書の写し及び仕様書又はカタログの写しを、自主防災組織活動費補助については防災活動に係る訓練要項その他防災活動の内容が確認できる書類を添付していただきます。

② 補助金の交付決定と振り込み

市が交付申請書の内容を審査します。補助金の交付が決定したら「補助金等交付決定書」をお送りし、自主防災組織に対して口座振込により補助金を交付します。

③ 事業の実施、資機材の購入

事業計画にそって自主防災活動を実施します。

資機材を購入したら、配備状況や保管場所などの写真を撮っておいてください。

また、年間の防災活動の写真や、防災訓練の要項、自治会に配布したチラシなど活動内容がわかるものを記録として保管しておいてください。

④ 実績報告

1年間の活動が終了したら、「補助金等実績報告書」(様式18ページ)に、事業実績書、収支決算書を添付して提出していただきます。

防災資機材を購入した場合は資機材の配備後の写真と領収書の写しを添付してください。自主防災組織活動費補助については、活動の状況写真や防災訓練の要項、チラシの写しなど活動内容が確認できるものを添付してください。

⑤ 補助金の確定、精算

補助金等実績報告書をもとに市が事業内容を確認し、補助金額の確定と精算を行います。確認にあたっては補助事業に関する出納簿、領収書類、預金通帳などを確認させていただきます。

事業に要した費用が補助金交付決定額よりも少ない場合や、補助金額を上回る繰越金が生じている場合は、補助金を一部返還していただくことがあります。

様 式

自主防災組織設立届出書

平成 年 月 日

能代市長 様

自主防災組織名
代表者氏名
住 所
電 話 番 号

印

下記のとおり自主防災組織を設立しましたので届出します。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
設 立 年 月 日	平成 年 月 日
世 帯 数 ・ 人 口	世帯 ・ 人
自治会・町内会名	

2 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図
- (5) その他

参 考

〇〇自治会自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

(1) 平常時 〇〇自治会館

(2) 災害時 〇〇小学校

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食、物資配布等応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材等の備蓄に関すること。

(6) 避難行動要支援者対策に関すること。

(7) 地区防災計画に関すること。

(8) 他組織との連携に関すること。

(9) その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 防災委員 若干名

(4) 班長 若干名

(5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(経費)

第10条 本組織の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

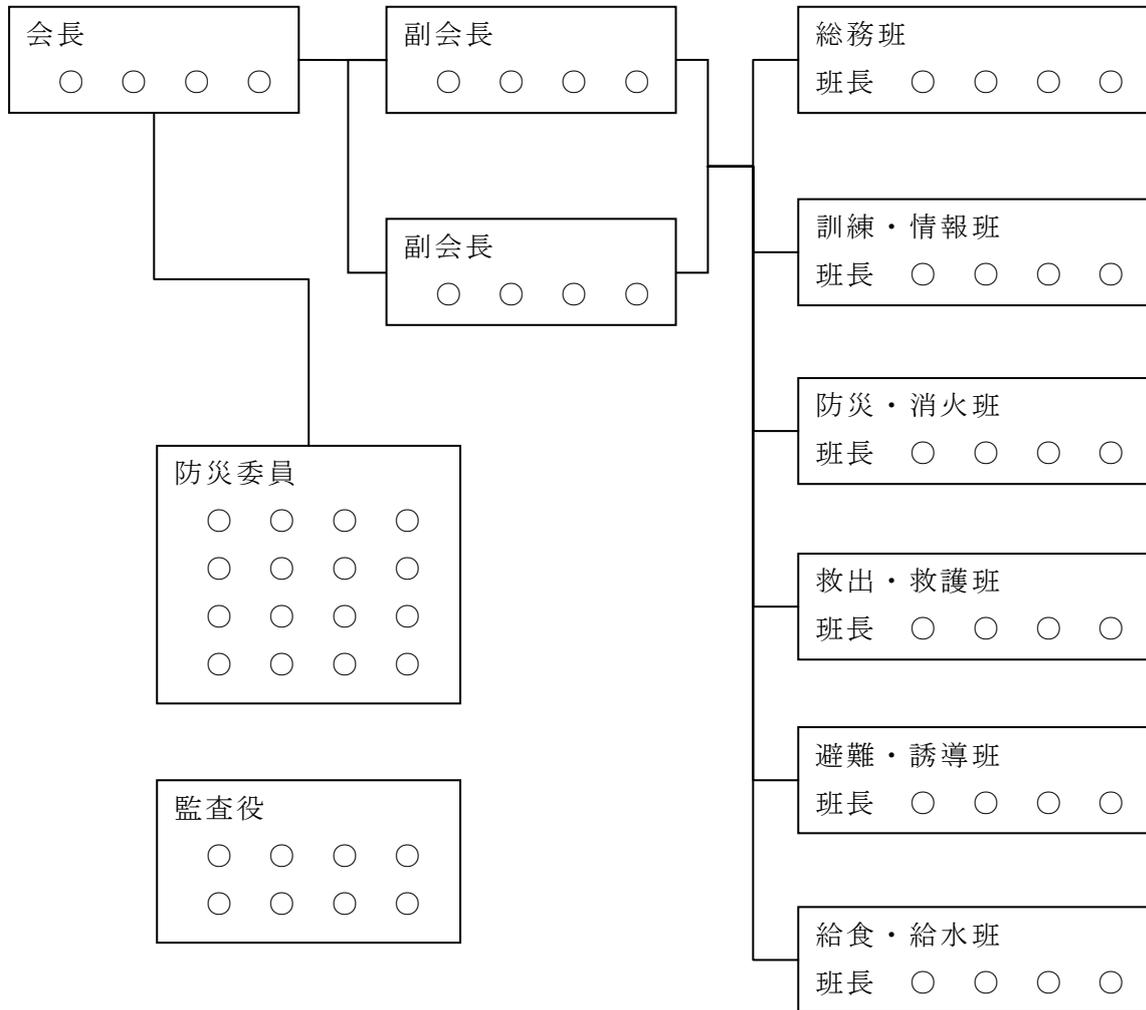
付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

ここに示した規約は参考例です。役員 の 構成や人数を変更したり、役員会・幹事会などを置いて例会を開催することも出来ます。また、地区防災計画について規約に盛り込む方法もあります。先進地の事例なども参考に、地域の実情に合わせて作成してください。詳しくは、防災危機管理室にご相談ください。

参 考 例

〇〇自治会自主防災組織図



組織図の参考例です。電話番号を記載して緊急時の非常連絡網を兼ねたり、各班の担当業務や安否確認の受け持ち区域を記載する方法もあります。

様 式

平成 年 月 日

能代市長 様

自主防災組織名
代表者氏名
住 所

印

補助金等交付申請書

平成 年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称 能代市自主防災組織補助金
- 2 補助申請額 一金 円
- 3 添付書類
(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

①防災資機材購入見積書、仕様書等

②防災訓練等の自主防災活動実施要項等

防災資機材の購入補助を受けようとする場合は、購入の前に補助金交付申請を行う必要があります。

参考：事業計画書の例

〇〇自治会自主防災組織
平成 年度事業計画書

年間活動計画

- ・ 毎月 1 回の防火点検
- ・ 消防水利の確認、避難路の安全確認
- ・ 地域内危険箇所の巡回
- ・ 避難行動要支援者世帯の巡回、声かけ運動

ここに掲げたものは自主防災組織の日常活動と月別活動の例です。
自主防災組織としての活動内容を検討し、記載してください。

月別活動計画

月	事業内容
4 月	役員会、総会
5 月	能代市総合防災訓練参加 (5/26)
6 月	夏の出水期前の地域安全確認
7 月	防災勉強会、地域避難訓練
8 月	水の事故防止活動
9 月	秋の出水期前の地域安全確認
10月	通学路安全点検
11月	
12月	冬季間危険箇所の確認、地域除排雪計画の確認
1 月	除排雪活動
2 月	冬の避難訓練
3 月	役員会、来年度計画策定

参考：自主防災活動実施要項の例

防災訓練実施要項

1 訓練実施日 平成〇〇年〇月〇日（〇）午前〇時～〇時

2 訓練想定

〇月〇日（日）午前〇時、秋田県沖を震源とするマグニチュード8を超える巨大地震が発生、能代地域では震度6強の強い揺れを記録した。この地震により気象庁は秋田県に津波の高さを「巨大」とする大津波警報を発表した。

3 訓練内容

- (1) 避難行動要支援者世帯へ避難を呼びかけ、高台（〇〇公園）への避難訓練を行う。
- (2) 全世帯は高台（〇〇公園）へ避難し、各班ごとに安否確認を行う。
- (3) 傷病者が発生したためAEDを使用した救命措置訓練と、骨折の応急手当訓練を行う。（消防署の指導のもと行う）
- (4) 大津波警報解除を受け〇〇自治会館へ移動し、炊き出し訓練を行う。

防災講演会実施要項

1 講演会開催日 平成〇〇年〇月〇日（〇）午前〇時～〇時

2 内容

①防災に関する講演

講師 〇〇大学教授 ○ ○ ○ ○

テーマ

②ワークショップ

「地域防災マップを作ろう」

ファシリテーター 〇〇大学教授 ○ ○ ○ ○

秋田県自主防災アドバイザー

避難所設営・運営訓練実施要項

1 訓練実施日 平成〇〇年〇月〇日（〇）午前〇時～〇時

2 訓練内容

・米代川のはん濫を想定

・〇〇小学校と連携し、学校施設を使用した避難所開設及び運営訓練を行う

・高齢者、障がい者、乳幼児などに配慮した避難所の運営を主眼とする

ここに掲げたものは自主防災活動の実施要領の例です。補助金交付申請書には上記を参考に実施要領・計画を添付してください。この他にも、防災に関するミニコミ紙の発行、地域の除排雪活動、避難行動要配慮者世帯への声かけ運動など様々な活動が考えられます。

様 式

平成 年 月 日

能代市長 様

自主防災組織名
代表者氏名
住 所

印

補助金等実績報告書

平成 年度の補助事業等の実績を下記のとおり報告します。

1 補助金等の名称 能代市自主防災組織補助金

2 補助金等の額 一金 円

交付決定額	実 績 額	差 引 額
円	円	円

3 交付決定年月日 年 月 日

4 交付決定指令番号 指令能総収第 号

5 補助事業等完了年月日 年 月 日

6 添 付 書 類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他

①防災資機材購配備状況、領収書

②防災訓練等の自主防災活動実施概要、活動状況、領収書等

防災資機材の配備状況や各種防災活動の実施状況の写真と、領収書等を添付してください。

実施報告書提出後、実施状況や出納簿、預金通帳などを確認させていただきます。

事業に要した費用が補助金交付決定額よりも少ない場合や、補助金額を上回る繰越金が生じている場合は、補助金を一部返還していただくことがあります。

